短期大学教育の質保証と 国際通用性

平成29年9月7日(木) 於:共立女子大学



Japan Association for College Accreditation

短期大学と関係法令等

短期大学

- 短期大学は、学校教育法に規定される2年制又は3年制の大学である。
- 公立17校、私立326校と総数の95.0%が私立であり、特に学生の89.2%が女子で、1950年の発足から女性の高等教育と社会進出に大きく寄与してきた。
- 短期大学の教育課程の編成は、職業に関係する免許や資格を 取得した人材の養成を目的とした「教養と専門」の教育をコアと する学習成果を獲得させるものが多く、卒業後の進路は60% 以上の学生が国家資格・免許を有する専門職者(幼稚園教諭・ 小学校教諭・司書・保育士・栄養士など)となる。
- 4年制の大学と比較して、少人数教育・担任制度などによりきめ細かい学生支援を行っていることも特徴であり、エンロールメントでは、自県内入学率が67.8%と4年制大学と比べて地域に根ざしており、特に地方においては自県内入学率が一層高い傾向となっている。また、自県内就職率も72.2%と高く、地域貢献に適した高等教育機関である。

Japan Association for College Accreditation

学校教育法

- 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等 学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸 を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な 目的とすることができる。
 - 2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規 定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。
 - 3 前項の大学は、短期大学と称する。
 - 4 第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、 学部を置かないものとする。
 - 5 第二項の大学には、学科を置く。
 - 6 第二項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育 を行う学科を置くことができる。
 - 7 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第 八十三条の大学に編入学することができる。
 - 8 第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。※大学院

短期大学設置基準(昭和五十年四月二十八日文部省令第二十一号)

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第三条 、第八条 及び第八十八 条 の規定に基づき、短期大学設置基準を次のように定める。

第一章 総則(第一条—第二条の二)
第二章 学科(第三条)
第三章 学生定員(第四条)
第四章 教育課程(第五条—第十二条)
第五章 卒業の要件等(第十三条—第十九条)
第六章 教員組織(第二十条—第二十二条)
第六章 教員の資格(第二十二条の二—第二十六条)
第七章 教員の資格(第二十二条の二—第二十六条)
第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第二十七条—第三十三条の四)
第九章 事務組織等(第三十四条・第三十五条)
第十章 共同教育課程に関する特例(第三十六条—第四十二条)
第十章 国際連携学科に関する特例(第四十三条—第四十九条)
第十二章 雑則(第五十条—第五十二条)
附則

Japan Association for College Accreditation

短期大学士(専攻分野の名称)

<u>学校教育法</u>

第百四条 省略

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者 に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

学位規則

(昭和二十八年四月一日文部省令第九号)

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第六十八条第一項 の規定に基き、 学位規則を次のように定める。

(短期大学士の学位授与の要件)

第五条の四 法第百四条第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期 大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

(専攻分野の名称)

第十条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(学士の学位授与の要件)

第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(短期大学を 除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。) が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(一財)短期大学基準協会

Japan Association for College Accreditation

平成28年度の日本私立短期大学の会員校

- 短期大学は全国の隅々に設立しており大都市以外の地方中小都市(人口 30万人未満の都市での立地が多い)にも幅広く設置されている。
- 収容定員規模でみると200名以下及び201~400名の小規模の短期大学 (200校)が特に人口の少ない地域に立地しており、短期大学が地域の人 材ニーズに応えていることがよくわかる。



短期大学基準協会

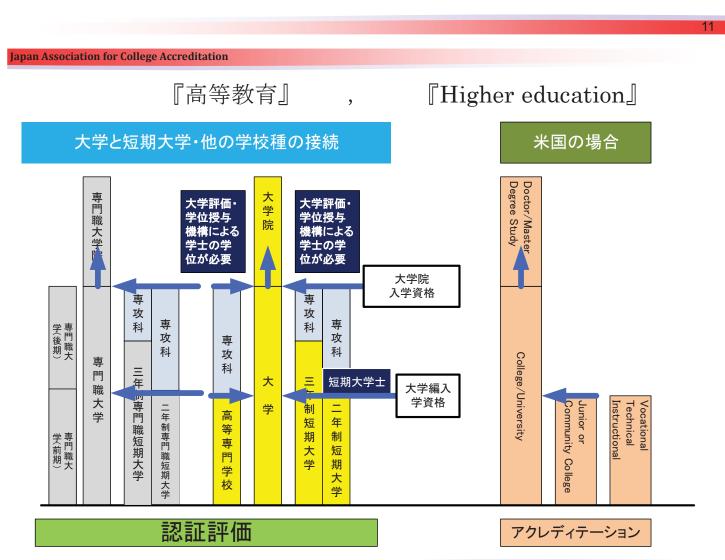
- 本協会は、平成16年度から、『大学・短期大学は教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を7年の内に1回受けなければならない(学校教育法)』となったことを受けて、日本私立短期大学協会が設立に必要な資源を投じて文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関として平成17年度から短期大学の認証評価を実施している。
- 現在、私立短期大学の総数326校の96.6%の315校が日本私 立短期大学協会の会員校であり、そのうち299校(短期大学総 数343校の87.1%)が本協会のグローバル・スタンダードに則っ た認証評価を受けて適格の判定により教育の質保証と国際通 用性を図っている。

Japan Association for College Accreditation

- アメリカのカレッジの教育の質保証(アクレディテーション)
- 認証評価とは、アメリカのアクレディテーションの仕組とよく似ている。
- アメリカでは日本のように文部科学省が事前に審査をして大学・短期大学の設立を認可するような仕組みはないが、学生が4年制のカレッジから別のカレッジに転学をする、2年制のカレッジの卒業生が4年制のカレッジに編入学をすることを可能にするために、高等教育機関として相互に認定するアクレディテーションの仕組が100年以上も前からある。
- その方法は、カレッジの代表者達が集ってアクレディテーション団体を組織し、教育の質保証を図るための基準を定め、個々のカレッジはその基準に則って自己点検・評価報告書を作成し、その報告書をアクレディテーション団体が評価するとともにカレッジを訪問調査し教育の達成度を確認し合格であれば適格と認定する作業であり、現在ではアメリカを6地区に分けたアクレディテーション団体で行っている。
- 教育の質保証の観点では、カレッジは、アクレディテーション団体が定める 年数内にアクレディテーションを繰り返し受け続け適格の認定を受け続けな ければならない。
- アクレディテーションにおいて、基準に即して適格でない場合、改善勧告が 発せられるなど、早急な改善が求められる。もし、適格の認定が得られなく なるとカレッジとしての地位がなくなり入学者を得ることもできなくなる。

短期大学基準協会の国際通用性

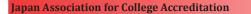
- 本協会が国際連携協定を締結したACCJC(2年制高等教育 機関認定委員会)は、この6地区の一つであるWASC(米国 西地区学校・大学基準協会)の傘下にあるコミュニティ・カ レッジとジュニア・カレッジを認定する団体である。
- アメリカでは、アクレディテーション団体は、CHEA(アメリカの 高等教育認定協議会)の認定を受けており、CHEA自身も、 CIQG(内部組織の国際的質保証グループ)によって、世界 中の認定機関や品質保証組織と連携し米国の高等教育の 国際通用性を維持している。したがって、本協会の認証評価 はグローバル・スタンダードに則るものである。



平成31年度から専門職大学、専門職短期大学として制度化される。

専門職大学、専門職短期大学について

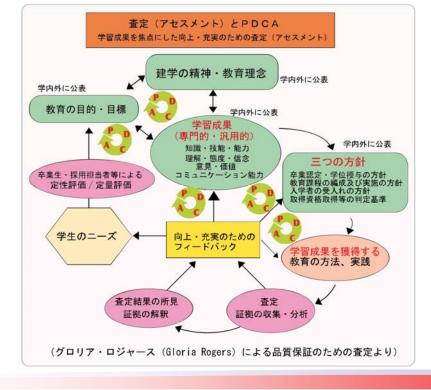
- 平成31年度から学校教育法第1条の大学に、"実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関"が、専門職大学、専門職短期大学として制度化されることになる。
- 専門職短期大学の設置基準は現時点では確定していないが、 卒業した者に対して短期大学士相当の学位が授与されるので あるから、当然、「Post-secondary education」や「Third level education」の姿ではなく、国際レベルの『Higher education』と しての教育の質保証と国際通用性が確保されるものでなけれ ばならない。
- 従って早急に専門職短期大学が諸外国のどの短期の高等教育 機関に類するものであるかを説明し教育の質保証と国際通用 性の具体的水準を顕在化するべきである。



学習成果を焦点にした教育の質保証

学習成果を焦点にした教育の質保証

日本の短期大学のアクレディテーション団体とも言える本協会は、中央教育審議会の「学士課 程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)で示された、学生の学習成果、三つの方針、 PDCAサイクル等をアメリカのACCJCを参考にして短期大学評価基準に取り入れ、教育の質 保証においても、学習成果を焦点にした査定(アセスメント)を向上・充実の手法に加えている。



Japan Association for College Accreditation

- 学習成果は、平成15年(2003年)から欧州高等教育圏の取組 により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能と することが求められるようになった。
- 学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何が 出来るようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期 大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。
- 三つの方針は、事前に表明した学習成果を獲得させるために、
 ①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、
 ③入学者受入れの方針を表明したものであり、この方針を実践・実行することで短期大学が目的とする人材養成を達成することができる。
- 従って、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の 実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、 見付けた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保する ことができる。

国際通用性を確保した自己点検・評価

Japan Association for College Accreditation

国際通用性を確保した自己点検・評価

- 本協会は、会員短期大学が教育の質保証を図り、国際通用性を確保できるよう自己点検評価のための短期大学評価基準を、アメリカのACCJCの基準、「Standard I: Mission, Academic Quality and Institutional Effectiveness, and Integrity(基準I:使命、教育研究の質と機関の有効性及び適格性)」、「Standard II: Student Learning Programs and Support Services(基準II:学生の学習プログラムと支援サービス)」、「Standard II: Resources(基準II:資源)」、「Standard IV: Leadership and Governance(基準IV:リーダーシップとガバナンス)」をベースに、本協会の基準、「基準I 建学の精神と教育の効果」、「基準II 教育課程と学生支援」、「基準II 教育資源と財的資源」、「基準IV リーダーシップとガバナンス」を定めている。この4基準には更に詳しくテーマ、区分、観点と短期大学の機関全体を自己点検・評価できるように構成してあるが、ここでの詳細は省略する。
- 短期大学が本協会で認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書は、その作成マニュアルが査定(アセスメント)と改善を行うPDCAサイクルの実施状況を記述できるようにしてあるので、日常的に自己点検・評価を進めれば短期大学の国際通用性を確保した教育の質保証が図れるようになっている。

自己点検・評価の制度化の歴史

- 平成3年7月に短期大学設置基準の大綱化
 - 自己点検・評価が努力義務化

【教育研究活動等について自己点検を行い、自己点検の結果を踏まえ、改善を 要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の方向等、自己評価を行うこ と。】

【一定期間ごとに行い、その間でもデータの収集・分析等を行いつつ、適宜必要な 事項についての点検・評価を行うことなどが望ましい。】

【自己点検の項目や評価のあり方については、それぞれの短期大学自身が自主的に設定し、実施することが基本であるとした。】

- 平成11年、自己点検・評価の実施と結果の公表の義務化及びその結果の学外 者による検証が努力義務化された。
- 平成16年4月から全ての大学、短期大学に認証評価が義務付けられた。

Japan Association for College Accreditation

事前規制と事後チェック

- 大学(短期大学を含む)を設立する際、人材ニーズ・社会の要請に応え得る教育課程なのか、設置の趣旨とともに、その新しい教育課程の設置と存続に不可欠な財政基盤を持ち、学生確保の綿密な計画を有さなければならない。
- 大学の設立の事務手続きには、事前規制と事後チェックがある。事前規制は文部科学省に対する大学設置認可申請と私立の場合の寄附行為認可申請であり、事後 チェックは、設置後、完成年度を迎えてから受審する認証評価である。
- 認証評価の開始は、平成16年の学校教育法の改正により開始されたものである。それまで大学等が新設された後は完成年度を迎えるまでの間のアフターケアと言う経過 報告の審査のみであった。
- 認証評価は、高等教育機関としての国際通用性の確保につながる。

短期大学基準協会の認証評価

Japan Association for College Accreditation

短期大学評価基準

- 自らの経営分析による経営の健全化と教育の質保証を図る。
- 教育の質保証は適格認定によって担保されるものではなく、短期 大学自身が、社会に対して、学生が獲得できる「学習成果」と 「三つの方針」を明確に示し、さらに、この学習成果を求めて入学 した学生が教育を受け、卒業後に確実に獲得したことを明確に 示すことで、教育の質保証が可能となる。
- 学習成果の獲得は学生の学習水準も影響するので、学習支援 についても創意工夫が必要である。
- 学習成果を焦点とする査定の仕組みとPDCAを導入した内部質 保証を図った自己点検・評価の公表と向上・充実が重要である。

<u>評価</u>

■ 会員校によるピア・レビュー

■ 自己点検・評価の報告書にまとめられた事項 について、事実を基に機関と教育の達成度に 着目した評価

Japan Association for College Accreditation

- <u>評価結果</u>
- 評価を受けた時点から次回受審までの7年の期間についての判定は含まれていない。
- 評価時点の経営と余裕資金の状況からの予測で評価年度の翌年の入学者が2年後には確実に卒業できるか否かの判定である。

内部質保証

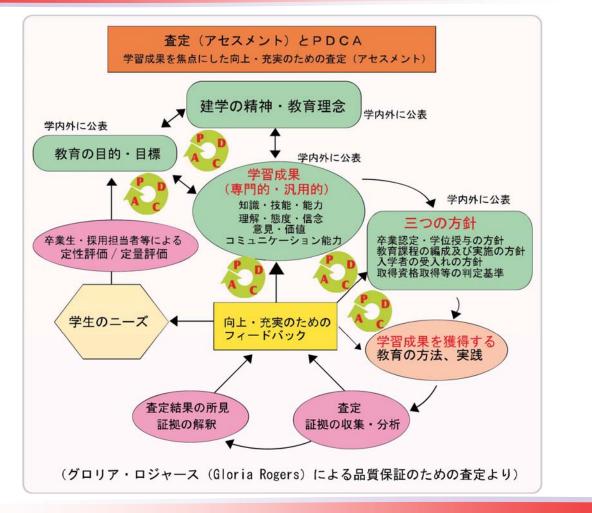
学習成果を焦点にした機関全体を査定する仕組みと、三つの方針や学習支援を充実させるためのPDC Aサイクルを稼働させなければならない。

■ 自己点検・評価報告書には、査定とPDCAを日常 的に繰り返し、学習成果を向上・充実させている状 況を明確に示す。

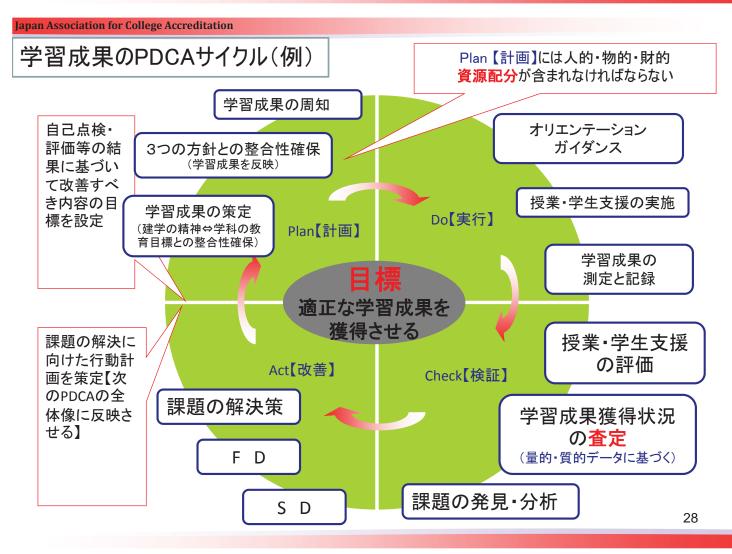
Japan Association for College Accreditation

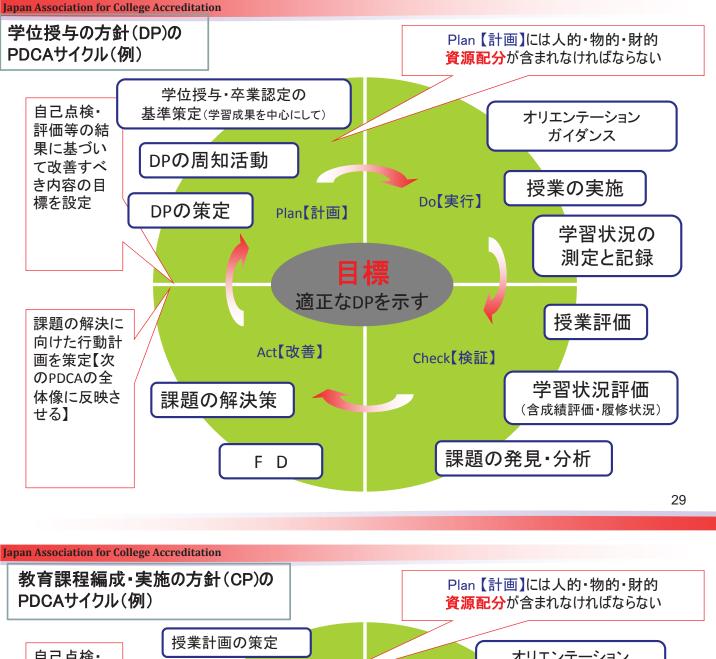
学習成果

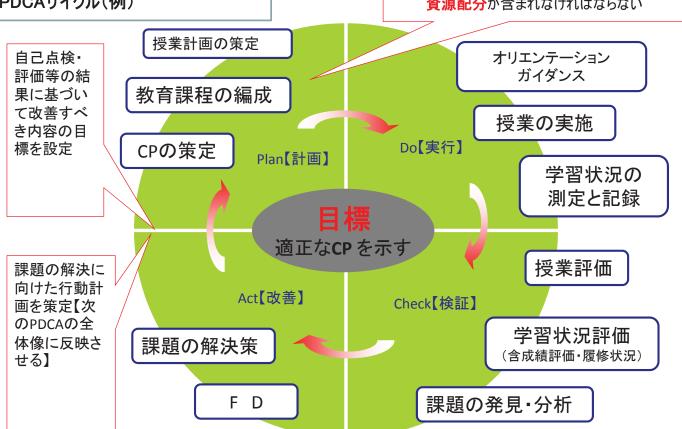
- ■「学習者が一定の学習期間を終えた時に"どのような知識や 理解に至り、何ができるようになっているか"を明らかにしたもの」
- 『短期大学で「何を学んで、何を身に付けて、何が出来るよう になるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教 育課程を修了した時に獲得するもの。』
- ■「学習か学修なのか」、短期大学基準協会では、ラーニング・ アウトカムから学習成果として「習」を使っている。(大学評価・ 学位授与機構、大学基準協会も学習成果を使用している)

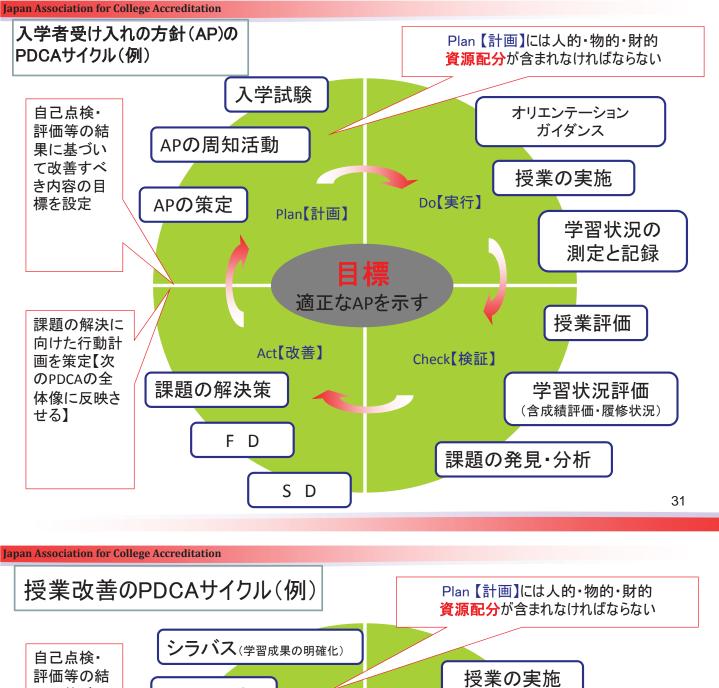














認証評価による教育の質保証の充実

平成28年度は、64校の短期大学を評価した。64校の全てが自らの掲げ る教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、4基 準を満たしていることから適格と認定したが、そのうち3校は「基準Ⅲ教育 資源と財的資源」の財的資源のテーマについて、問題が認められたた め、3年後に改善状況の報告を求め、その時点で改めて判断を行うとい結 果になった。

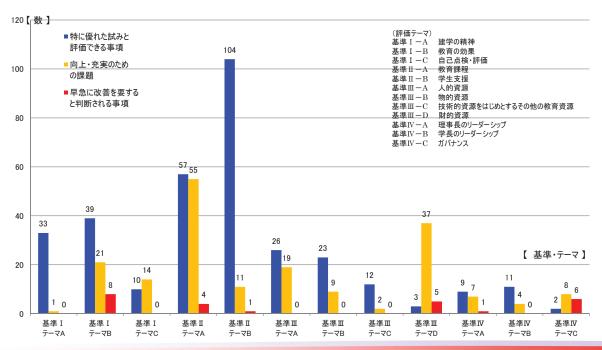
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
短期大学数	33	42	57	47	64
適格	31	41	56	44	61
条件付き適格	2		1	3	3
保留		1			
評価員数	143	195	241	201	263

過去5年間の評価を行った短期大学数と判定等

(注)平成17年度~平成23年度の再評価を行った短期大学数を除く

Japan Association for College Accreditation

本協会の評価では、評価の結果に対して「三つの意見」(「(1)特に優れた試みと評価できる事 項」、「(2)向上・充実のための課題」、「(3)早急に改善を要すると判断される事項」)が示される場合 もある。「(1)特に優れた試みと評価できる事項」は非常に成果があがっていると判断される事項が ある場合に、「(2)向上・充実のための課題」は改善が不十分と判断される場合に、さらに「(3)早急 に改善を要すると判断される事項」は法令違反がある又は前回の指摘が改善されていない場合な どについて示される。



平成28年度の評価(テーマ別に見た 三つの意見による指摘事項)

平成28年度の評価では、「(1)特に優れた試みと評価できる事項」が329件 あった。その内訳は、「基準 I 建学の精神と教育の効果」が82件、「基準 I 教育課程と学生支援」が161件、「基準 II 教育資源と財的資源」が64 件、「基準 IV リーダーシップとガバナンス」が22件であった。特に「基準 II 教育課程と学生支援」が161件についてみるとアドバイザー制度、チュー ター制度などを採り入れた学習支援、奨学金制度などの経済的支援、きめ 細かな生活支援、就職支援、障がいのある学生への支援など「学生支援」 が104件で全体の32%と圧倒的に多くなっており、短期大学が学生に対し て様々な支援を行っていることが分かる。

次に「(2)向上・充実のための課題」が188件あった。その内訳は、基準 I が36件、基準 II が66件、基準Ⅲが67件、基準Ⅳが19件であった。シラバス の記述内容の改善・充実や出席を成績評価に加えていることの改善を求め た基準 II の「教育課程」と事業活動収支の改善等を求めた基準Ⅲの「財的 資源」に関するものが多く見受けられた。

そして「(3)早急に改善を要すると判断される事項」は25件あった。うち年 度内の改善を求めたものは22件ですべて年度内に改善された。

35

Japan Association for College Accreditation

以下は、本協会が教育の質保証で重要な事項として昨年度に引き続き指摘したものである。

「基準 I-B 教育の効果」

学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めてい ないもの(8件)

「基準Ⅱ-A 教育課程」

1単位当たり15時間の授業が確保されていないもの(3件)

学則に定期試験が定められているにもかかわらず、学年暦には定期試験期間が設けられていないもの (1件)

「基準Ⅱ-B 学生支援」

学生募集要項に入試方法の区分ごとの募集人員が明記されていないもの(1件)

「基準Ⅲ-D 財的資源」

事業活動支出に占める教育研究経費の割合(教育研究経費比率)が著しく低いもの(2件本件は、前回の認証評価において、「向上・充実のための課題」で指摘された事項が今回の評価までに改善されていなかったもの)

「基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ」

理事及び評議員が寄附行為に規定する人数を満たしていないもの(1件)

「基準Ⅳ-C ガバナンス」

監事が出席していない理事会、評議員会が開催されているもの(5件)

評議員が寄附行為に規定する人数を満たしていないもの(1件)

また、「基準Ⅲ-D財的資源」に課題があるもの(3校)については、直ちに改善することは困難なことから 3年後の平成31年度に改善状況の報告を求め、改めて判断を行うこととした。

第3評価期間(平成30年度から)の短期大学評価基準

基準 I 建学の精神と教育の効果

- A 建学の精神
 - 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。
 - 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

B 教育の効果

- 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。
- 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。
- 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針) を一体的に策定し、公表している。

C 内部質保証

- 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内 部質保証に取り組んでいる。
- 基準 I-C-2 教育の質を保証している。

基準 Ⅱ 教育課程と学生支援

A教育課程

- 基準 II-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に 示している
- 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。
- 基準 II-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。
- 基準 II-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能 力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。
- 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。
- 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。
- 基準 II-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもって いる。
- 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

B 学生支援

- 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。
- 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。
- 基準 I-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。
- 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

Japan Association for College Accreditation

基準田 教育資源と財的資源

- A 人的資源
 - 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。
 - 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育 研究活動を行っている。
 - 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。
 - 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。
- B 物的資源
 - 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設 設備、その他の物的資源を整備、活用している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

- C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源
 - 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学 習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

D 財的資源

- 基準皿-D-1 財的資源を適切に管理している。
- 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握 し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

A 理事長のリーダーシップ

B 学長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運 営体制が確立している。

C ガバナンス

- 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。
- 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。
- 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極 的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

公立短期大学の評価基準

Japan Association for College Accreditation

C 内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点 検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能 させることが必要である。なお、理事長、学長など、大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基 づいた内部質保証に率先して関わり、ALOの任務を支援し、その体制を構築しなければならない。

自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

教育の質を保証するための査定(アセスメント)には、到達目標設定、事実の評価など、計画(資源配分 を含む)、実行、検証、改善というPDCAサイクルを継続的に用いなければならない。

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

- (1)自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2)日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4)自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5)自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6)自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。
- 基準 I-C-2 教育の質を保証している。
 - (1)学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
 - (2) 査定の手法を定期的に点検している。
 - (3)教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
 - (4)学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<u>1</u>

	項目	Awareness 認識、自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練·習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
	1	□ 建学の精神を公表している。	■ 建学の精神を公表している。	■ 建学の精神を公表している。	■ 建学の精神を公表している。
1	建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。		 ステークホルダーが認識できるよう努 めている。 	 ステークホルダーが認識できるよう努 めている。 	 ステークホルダーが認識できるようき めている。
				 ステークホルダーから理解を得るため の取り組みを確立している。 	ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。
				 人材養成の目的の中に含めて学生が認 歳できるよう努めている。 	人材養成の目的の中に含めて学生が 識できるよう努めている。
					□ <u>人材養成の目的の中に含めて学生に</u> <u>搬させている</u>
2	学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。	□ 学習成果を定めている。	■ 学習成果を定めている。	■ 学習成果を定めている。	■ 学習成果を定めている。
			学習成果の獲得を測定する仕組みを定 めている。	 学習成果の獲得を測定する仕組みを定 めている。 	学習成果の獲得を測定する仕組みをだ めている。
				学習成果の獲得を評価・判定する仕組み を定めている。	学習成果の獲得を評価する仕組みをだ めている。
					 学習成果の獲得について評価・判定した 結果をフィードパックする仕組みをま めている。
3	卒業既定・学位授与の方針、教育 腰椎編成・実施の方針、入学者受 入れの方針 (三のの方針)を一体 的に策定し、公表している。	 学習成果の獲得を目標とした三つの方 針が一体的に策定され、公表されてい る。 	学習成果の獲得を目標とした三つの方 針が一体的に策定され、公表されてい る。	 学習成果の獲得を目標とした三つの方 針が一体的に策定され、公表されてい る。 	学習成果の獲得を目標とした三つの方 針が一体的に策定され、公表されている。
			日 授業科目の成績評価に学習成果が的確 に反映されている。	授業科目の成績評価に学習成果が的確 に反映されている。	授業科目の成績評価に学習成果が的確 に反映されている。
				 教育課程の全授業科目に学習成果が反 映してあるか精査する仕組みがある。 	教育課程の全授業科目に学習成果が別 映してあるか精査する仕組みがある。
					教育課程の全授業科目に学習成果が 映されている。
4	自己点検・評価活動等の実施体制 を確立し、内部質保証に取り組ん でいる。	一部の組織(委員会等)において、教育 の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	<u>全専任教員で</u> 、教育の質保証を図る査定 の仕組みが機能している。	全専任教職員で、教育の質保証を図る査 定の仕組みが機能している。	回 <u>理事長のリーダーシップの下、全専任書 藤員で</u> 、教育の質保証を図る査定の仕書 みが機能している。
	教育の質を保証している。	 上記の項目 1~3 全てにチェックがあ ろ。 	□ 上記の項目 1~3 全てにチェックがあ る。	□ 上記の項目 1~3 全てにチェックがあ <u>る。</u>	 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。
	判 定 (三つの意見等に記載)	 「早急に改善を要すると判断される事項」:チェックの入らない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。 「向上・光実のための課題」:一部の組織(委員会等)において教育の質保証を図る支充の仕組みを、全単任教職員で、教育の質保証を図る支充の仕組みにするよう改善を促す。 	○ 各基準の評価結果:全 <u>率任教員</u> で、教育 の實保証を図る変定の仕組みを、 <u>会専任教</u> <u>職員</u> で、教育の賃保証を図る変定の仕組み にするよう改善を促す。	○「特に優れた試みと評価できる事項」:項 目 4 の同方にデェックが入った場合、特に 優れた試みとして評価する。	両左

内部質保証ルーブリック

挙習成果:学習成果とは、教育問題や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習熟問体下時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成 すべき加騰、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、固定や評価が可能なものである(中央教育審議会答申「学士課程教育の構 版に向けて(平成 20 年)」より)、学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まる。

Japan Association for College Accreditation

内部質保証ルーブリックについて

○ 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要がある。当協会では、第3評価期間においては、この内部質保証を重点項 目として評価することとしている。

○ 短期大学評価基準は、基準Iにおいて、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と 役割を確認し内部質保証に取り組み、基準Iにおいて、基準Iの達成のために提供される教育や支援の 状況を明らかにし、基準IIにおいて、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し、基準IVに おいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなっており、基準Iは、基準I ~ IV全てに関るもの となっている。

○ しかし、基準 I において、基準 I ~ IVのテーマ等についてPDCAにより改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたり難しい面があるため、自己点検・評価報告書により基準 I ~ IVを評価した結果、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証のルーブリックを用い判定を行うこととする。その結果は、評価結果に反映させることとする。

○ 本ルーブリックは、評価員はもとより評価校にも配布し、評価校での積極的な取り組みを促すとともに、 本ルーブリックを基に自己点検・評価報告書の基準Ⅰ−Cへの積極的な記述を期待する。

○ なお、本ルーブリックについては、使用しながら改善を図っていくこととしており、例えば、すべての短期大学がレベルIに到達した段階で、レベルIをレベルIとし、順にレベルⅢ及びⅣをレベルⅡ及びⅢとして、新たなレベルⅣを示すなど、全体の高度化を図っていくこととしている。

※1. 項目2 - Ⅳのフィードバックする仕組みとは、課題をフィードバックし解決する仕組みを言う。
※2. 項目4 - Ⅳについては、学長を含む全専任教職員で学習成果を学生に示す必要があり、理事長のガバナンスにより学習成果を獲得できる仕組みが出来ているかを評価するものである。

ご清聴ありがとうございました。

第三者評価委員会 委員長 岡山短期大学 理事長·学長 原田 博史